

## 県直営による公の施設の管理運営状況

|        |             |
|--------|-------------|
| 施設の名称  | 平塚水質浄化センター  |
| 所在地    | 伊勢崎市境平塚99-1 |
| 所管部局・課 | 県土整備部 下水環境課 |

### 1 施設の設置根拠(法律、条例等)

下水道法第25条の2、群馬県流域下水道条例

### 2 施設の役割

#### (1) 設置目的

〔下水の適正な処理による公共用水域の水質保全〕

伊勢崎市(旧伊勢崎市・境町・東村・赤堀町)の下水処理を広域的に行う目的で設置され、平成20年9月に供用開始した。

#### (2) 設置当初の状況

県知事と関係市とで下水道建設に関する覚書を締結し、それに基づき建設を進めている。

維持管理費の負担に関する覚書を県及び関係市で締結した。

下水道をとりまく問題について審議するため、県知事及び関係市長による連絡協議会を設置した。

#### (3) 施設を取り巻く現状

4市町村にまたがる流域下水道として施設の建設を進めたが、平成18年度の市町合併により該当市が伊勢崎市のみになったことから、知事と伊勢崎市長とで協定を締結し、維持管理業務は伊勢崎市がおこなっている。

### 3 施設の概要

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| 設置年月日         | 平成20年9月 供用開始             |
| 敷地面積(所有者)     | 平塚水質浄化センター 8.8ヘクタール(群馬県) |
| 主な施設(床面積、階数等) | 平塚水質浄化センター(2,851平方メートル)  |
| 建設費           | 20,201百万円(平成28年度まで)      |

### 4 施設における実施事業

下水処理

現有施設水処理能力 10,900立方メートル/日最大

(平成28年度末時点処理人口 8,131人)

5 管理運営コストの状況

(千円)

| 区 分             | 29年度(当初予算額)  | 28年度(決算額) | 27年度(決算額) | 26年度(決算額) | 25年度(決算額) |
|-----------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入(1)           | 0  | 1,866     | 662       | 11,651    | 10,671    |
| 関係自治体からの負担金他    |  | 1,866     | 662       | 11,651    | 10,671    |
| 歳出(2)           |  | 1,866     | 662       | 11,651    | 10,671    |
| 歳入・歳出の差額(1)-(2) | 0  | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 歳入・歳出の主な増減理由    | 平成27年度から県費支出が廃止となった。<br>平成27年度以降は、太陽光発電による売電収入等が計上されている。 |           |           |           |           |

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

|            | 29年度 | 28年度 | 27年度 | 26年度 | 25年度 |
|------------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員・非常勤職員 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 合 計        | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

7 施設利用の状況

| 区 分             | 29年度※   | 28年度    | 27年度    | 26年度    | 25年度    |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 下水処理量(立方メートル/年) | 363,444 | 849,390 | 635,724 | 545,684 | 518,661 |

※ 見込み数又は途中実績を記入(H29.8までの実績)

8 必要性及び管理運営方法の方向性

| 区 分     | 検討結果・理由等  |
|---------|---|
| 施設の必要性  | <p><input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてこのまま存続    <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続<br/> <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡    <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡    <input type="checkbox"/> 廃止    <input type="checkbox"/> その他</p> <p>・ 公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全のという下水道法の目的や、広域的に効率的な污水処理を行う観点から、流域下水道の施設の設置及びその運営が必要である。<br/>         ・ 下水道法第25条の10第2項の規定により、流域下水道の維持管理を伊勢崎市に委託している。</p> |
| 指定管理者制度 | <p><input type="checkbox"/> 県直営    <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入    <input checked="" type="checkbox"/> その他</p> <p>・ 維持管理を伊勢崎市に委託している。<br/>         ・ 伊勢崎市は、運転監視業務を民間委託している。</p>   |
| 業務等の見直し | <p><input type="checkbox"/> 見直しの検討が必要なものがある    <input checked="" type="checkbox"/> 当面見直しの必要はない</p> <p>・ 市町村合併により関係市町が伊勢崎市のみになったこと、また地元伊勢崎市による地域の実情に即した運転管理が期待できることから、維持管理業務を伊勢崎市に委託している。<br/>         ・ また、県費から維持管理費の一部を支払っていたが、平成26年度で終了している。</p>  |